

○国土交通省令第 号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条、第九十七条の三第三項及び第百四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

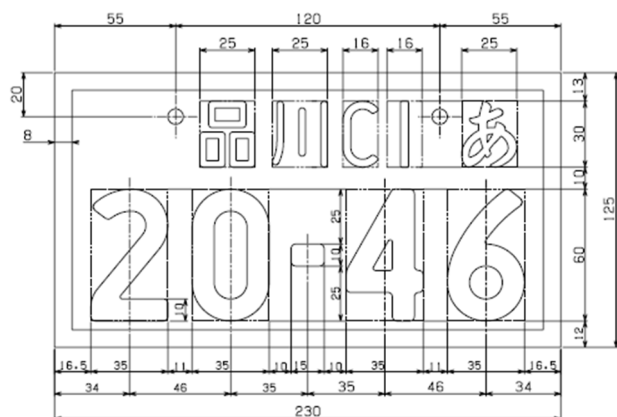
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前												
(二輪の小型自動車の車両番号) 第三十六条の十八 二輪の小型自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。 一 (略) 二 一字のローマ字及び一桁のアラビア数字 三 <u>自動車運送事業の用に供するかどうかの別等</u>を表示する平仮名又はローマ字 (別表第三) 四 四桁以下のアラビア数字 2 (略) (検査対象外軽自動車の車両番号) 第六十三条の四 検査対象外軽自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。 一 検査対象外軽自動車の用途による分類番号を表示する<u>二桁以下のアラビア数字</u> 二 (略) 三 <u>自動車運送事業の用に供するかどうかの別等</u>を表示する平仮名又はローマ字 四 (略) 2 (略) 別表第三 (第三十六条の十八関係) <table border="1"> <tr> <th>自動車の区分</th><th>平仮名及びローマ字</th></tr> <tr> <td>1 <u>自動車運送事業の用に供する自動車</u></td><td>ゆりれ</td></tr> <tr> <td>2 自家用自動車 (次号及び第4号に規定するものを除</td><td><u>あいうえかきくけこさすせそたち</u> <u>つてとなにぬねのはひふほまみむ</u></td></tr> </table>	自動車の区分	平仮名及びローマ字	1 <u>自動車運送事業の用に供する自動車</u>	ゆりれ	2 自家用自動車 (次号及び第4号に規定するものを除	<u>あいうえかきくけこさすせそたち</u> <u>つてとなにぬねのはひふほまみむ</u>	(二輪の小型自動車の車両番号) 第三十六条の十八 二輪の小型自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。 一 (略) (新設) 二 <u>自家用又は事業用の別等</u>を表示する平仮名又はローマ字 (別表第三) 三 <u>四けた以下のアラビア数字</u> 2 (略) (検査対象外軽自動車の車両番号) 第六十三条の四 検査対象外軽自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。 一 検査対象外軽自動車の用途による分類番号を表示する<u>アラビア数字</u> 二 (略) 三 <u>自家用又は事業用の別等</u>を表示する平仮名又はローマ字 四 (略) 2 (略) 別表第三 (第三十六条の十八関係) <table border="1"> <tr> <th>自動車の区分</th><th>平仮名及びローマ字</th></tr> <tr> <td>1 <u>事業用自動車</u></td><td>ゆりれ</td></tr> <tr> <td>2 自家用自動車 (次号及び第4号に規定するものを除</td><td>(1) 次に掲げる文字 <u>あいうえかきくけこさすせそ</u></td></tr> </table>	自動車の区分	平仮名及びローマ字	1 <u>事業用自動車</u>	ゆりれ	2 自家用自動車 (次号及び第4号に規定するものを除	(1) 次に掲げる文字 <u>あいうえかきくけこさすせそ</u>
自動車の区分	平仮名及びローマ字												
1 <u>自動車運送事業の用に供する自動車</u>	ゆりれ												
2 自家用自動車 (次号及び第4号に規定するものを除	<u>あいうえかきくけこさすせそたち</u> <u>つてとなにぬねのはひふほまみむ</u>												
自動車の区分	平仮名及びローマ字												
1 <u>事業用自動車</u>	ゆりれ												
2 自家用自動車 (次号及び第4号に規定するものを除	(1) 次に掲げる文字 <u>あいうえかきくけこさすせそ</u>												

く。)	<u>めもやらるを</u>
3・4 (略)	(略)

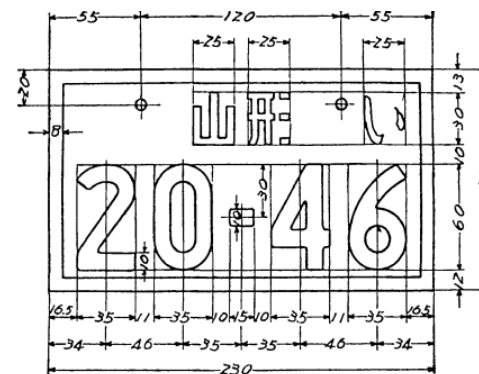
第十三号様式（車両番号標）（第四十五条関係）
（その一）



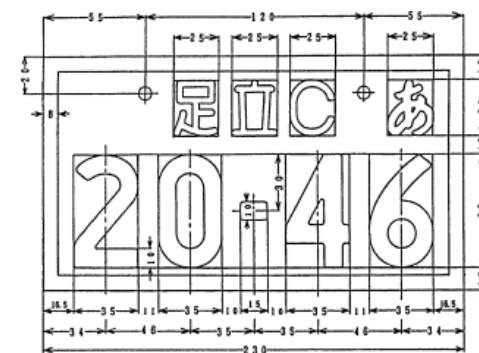
(削る)

く。)	<u>たちつてとなにぬねのはひふほ</u> <u>まみむめもやらるを</u> (2) 次に掲げる文字をその順序に より組み合わせたもの イ CLV ロ (1)に掲げる文字
3・4 (略)	(略)

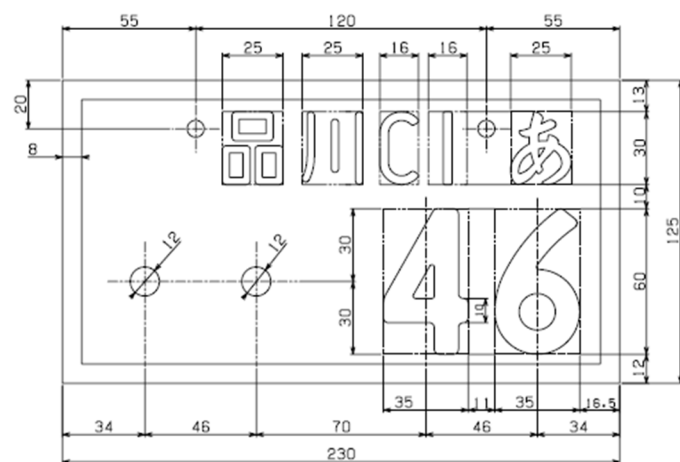
第十三号様式（車両番号標）（第四十五条関係）
（その一）



（その二）

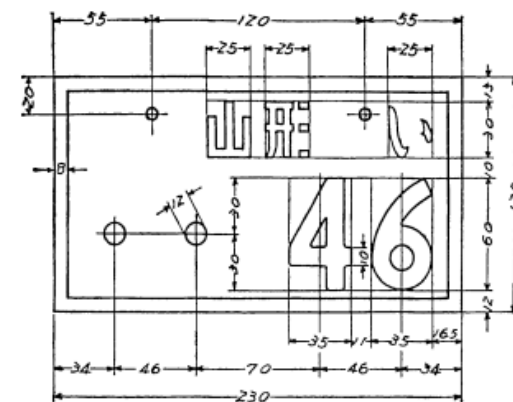


(その二)

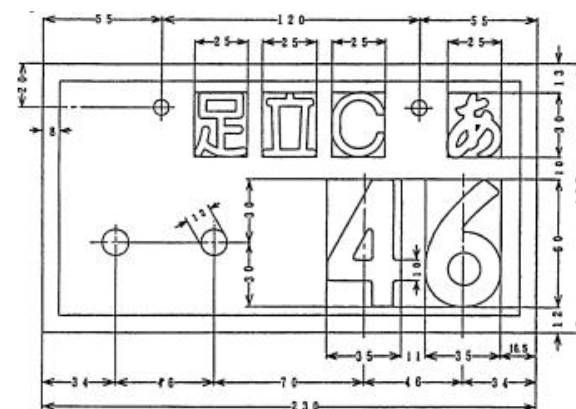


(削る)

(その三)



(その四)



備考

- (1) 車両番号は、図示の例により表示すること。この場合において、数字が四桁であるときは図（その一）、数字が三桁以下であるときは図（その二）の例によること。
- (2) （略）
- (3) 車両番号標の塗色は、自動車運送事業の用に供する自動車にあつては緑地に白文字、枠は白色とし、自家用自動車にあつては白地に緑文字、枠は緑色とすること。
- (4) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合（(5)に規定する場合を除く。）は、当該文字の横の長さは20ミリメートルとし、四文字の場合は14.5ミリメートルとすること。
- (5) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合（第二文字目がケであるときに限る。）は、当該ケの縦の長さは24ミリメートル、横の長さは20ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは20ミリメートルとすること。
（削る）

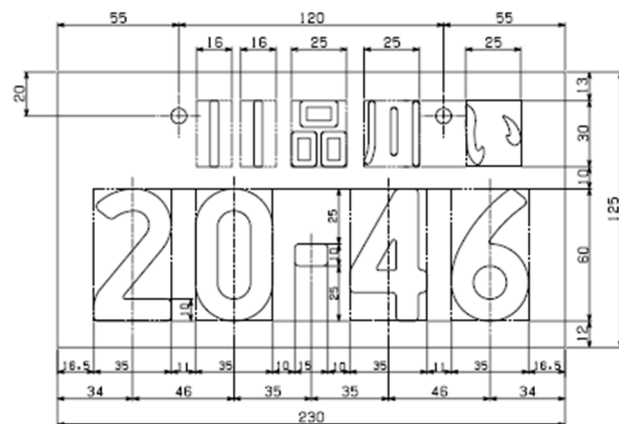
(6) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

備考

- (1) 車両番号は、図示の例により表示すること。この場合において、数字が四けたであるときは図（その一）又は図（その二）、数字が三けた以下であるときは図（その三）又は図（その四）の例によること。
- (2) （略）
- (3) 車両番号標の塗色は、事業用自動車にあつては緑地に白文字、枠は白色とし、自家用自動車にあつては白地に緑文字、枠は緑色とすること。
- (4) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合（(5)に規定する場合を除く。）又は四文字の場合（(6)に規定する場合を除く。）は、当該文字の横の長さは22ミリメートルとすること。
- (5) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合（第二文字目がケであるときに限る。）は、当該ケの縦の長さは24ミリメートル、横の長さは19ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは22ミリメートルとすること。
- (6) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が四文字であつて、自家用又は事業用の別等を表示する文字として文字の組合せを用いる場合には、運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは17.5ミリメートルとし、自家用又は事業用の別等を表示する文字の組合せに含まれるローマ字の横の長さは19ミリメートルとすること。
- (7) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

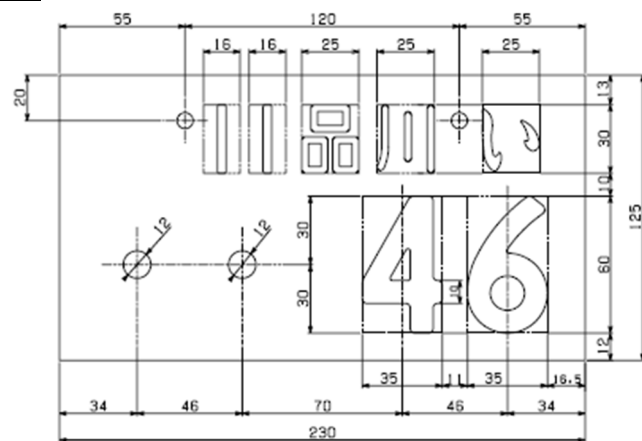
第十四号様式（車両番号標）（第六十三条の二関係）
（その一）（略）

（その二）



（その三）（略）

（その四）



第十四号様式（車両番号標）（第六十三条の二関係）
（その一）（略）

（新設）

（その二）（略）

（新設）

備考

- (1) 車両番号は、図示の例により表示すること。この場合において、数字が四桁であるときは図（その一）又は図（その二）、数字が三桁以下であるときは図（その三）又は図（その四）の例によること。
- (2) （略）
- (3) 車両番号標の塗色は、自動車運送事業の用に供する自動車にあつては緑地に白文字とし、自家用自動車にあつては白地に緑文字とすること。
- (4) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは、当該文字が三文字の場合（(5)に規定する場合を除く。）は分類番号が一桁であるときは22ミリメートル、分類番号が二桁であるときは20ミリメートルとし、当該文字が四文字の場合は分類番号が一桁であるときは17ミリメートル、分類番号が二桁であるときは14.5ミリメートルとすること。
- (5) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合（第二文字目がケであるときに限る。）は、当該ケの縦の長さは24ミリメートル、横の長さは分類番号が一桁であるときは19ミリメートル、分類番号が二桁であるときは20ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは分類番号が一桁であるときは22ミリメートル、分類番号が二桁であるときは20ミリメートルとすること。
- (6) （略）

備考

- (1) 車両番号は、図示の例により表示すること。この場合において、数字が四桁であるときは図（その一）、数字が三桁以下であるときは図（その二）の例によること。
- (2) （略）
- (3) 車両番号標の塗色は、事業用自動車にあつては緑地に白文字とし、自家用自動車にあつては白地に緑文字とすること。
- (4) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字がが、三文字の場合（(5)に規定する場合を除く。）は当該文字の横の長さは22ミリメートル、四文字の場合は17ミリメートルとすること。
- (5) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合（第二文字目がケであるときに限る。）は、当該ケの縦の長さは24ミリメートル、横の長さは19ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは22ミリメートルとすること。
- (6) （略）

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年十月 日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に道路運送車両法の規定により指定を受けた車両番号であつて、この省令の施行により新たに道路運送車両法施行規則第三十六条の十八第一項及び第四十五条第一項の表第三号に規定する基準に適合しなくなつたものについては、これらの規定に規定する基準に適合するものとみなすことができる。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の道路運送車両法施行規則軽二輪第一号様式、軽二輪第二号様式、軽二輪第四号様式及び軽二輪第五号様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。